

掛川市公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第62条第1項の規定に基づく都市計画事業の図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定に基づき、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成23年1月21日

掛川市長 松井三郎

1 施行者の名称

掛川市

2 都市計画事業の種類

東遠広域都市計画道路

3・4・19号 掛川駅梅橋線

3 事業施行期間

平成23年1月14日から平成27年3月31日まで

4 事業地 収用の部分

静岡県掛川市大字長谷字内欠及び字山崎並びに大字高御所字本村及び字前坪並びに大字領家字山脇、字辻、字五郎馬西及び字沢向地内

5 縦覧場所

掛川市役所 都市建設部 都市整備課